

お客さまサポート

ホームページにて

ご契約者さま専用インターネットサービスにて、「ご契約内容の照会」等を行うことができます。

- ご契約内容の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページで、利用登録が必要となります。



ご契約者さま専用インターネットサービス

インターネットサービスご利用までの流れ

- 1 利用登録** 三井住友海上プライマリー生命のホームページより必要な項目を入力してください。
- 2 仮パスワードの発行** 初回ログイン用の「仮パスワード」を、利用登録時に入力されたメールアドレスにお送りします。
- 3 インターネットサービスにログイン** 「仮パスワード」を入力してログイン後、任意のパスワードに変更して、インターネットサービスをご利用ください。

お電話にて

ご契約者さま専用のダイヤルにて、「ご契約内容の照会」等を行うことができます。

- ご契約内容の照会
- 各種お手続きのご案内：各請求書類のお取り寄せ

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、契約者ご本人さまよりお問い合わせください。なお、お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

- 三井住友海上プライマリー生命から、年1回、お客さまにご契約内容等を「ご契約状況のお知らせ」にてご案内します。

ご家族登録サービス



ご契約者等によるご契約内容等の照会が困難になった場合にそなえ、ご家族の方をご登録いただくことで、そのご家族さまからも「ご契約内容の照会」が可能となるサービスです。ご登録は無料です。ご家族は、戸籍上の配偶者・3親等以内の親族の中から**1名のみ**ご登録いただけます。(国内居住の方、成人に限ります。)

契約内容のご確認について

ご契約者のみなさまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申し込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

生命保険募集人について

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

ご検討、お申し込みの際は、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。三井住友海上プライマリー生命のホームページで閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」をご提供していますので、ご確認ください。

この保険の正式名称は、死亡保障充実特約付通貨選択利率更改型終身保険(定期支払特約付)です。

- ・契約の主体はお客さまと保険会社であり、募集代理店である銀行は媒介のみを行います。保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- ・借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約払戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借り入れを前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- ・保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

募集代理店

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間：平日 9時00分～17時00分
(12月31日～1月3日、祝日・振替休日はご利用いただけません)

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問い合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**

<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



UD
FONT
by MORISAWA

©2021 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

M2104045-B5 2021.04 803 MSPL-2104-A-0007-00

三井住友海上プライマリー生命の外貨建終身保険

しあわせの架け橋 (定期支払プラン)

死亡保障充実特約付通貨選択利率更改型終身保険(定期支払特約付)



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼 商品パンフレット

この書面は、「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただけますようお願いいたします。

商品パンフレット P1

契約概要／注意喚起情報 P15



この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。**預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

募集代理店

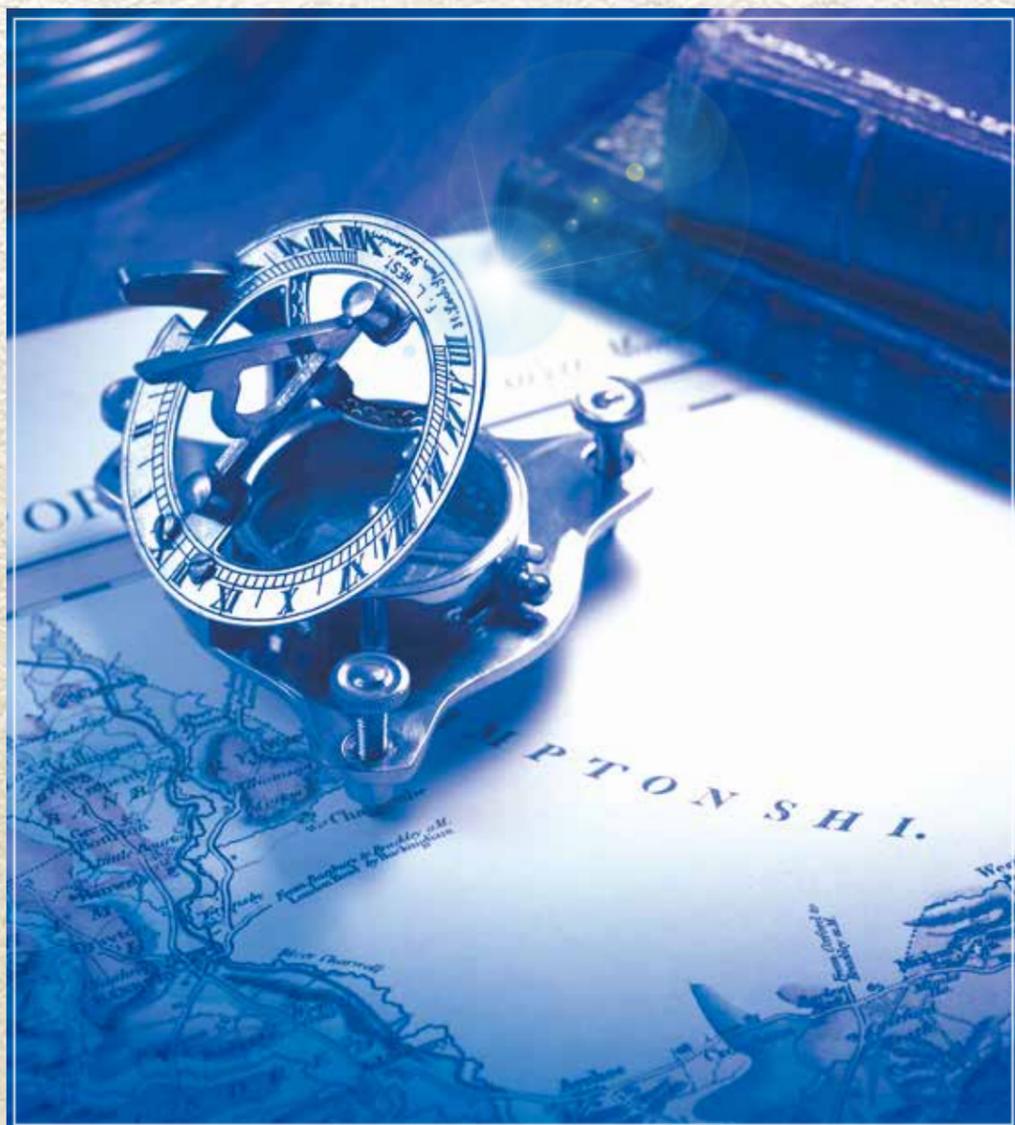
MIZUHO

みずほ銀行

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命
MS&AD INSURANCE GROUP

「しあわせの架け橋(定期支払プラン)」は一生 涯の死亡保障という終身保険の機能に加えて、みなさまのさまざまな想いにお応えします。



Point 1

くわしくは次ページのPoint 1へ

外貨で資産を運用したい

米ドル・豪ドル・ユーロの3種類の外貨から選んで運用することができます

Point 2

くわしくは次ページのPoint 2へ

自分の楽しみにもつかいたい

毎年、自動的に定期支払金が振り込まれます(円で受け取ることもできます)

Point 3

くわしくは次ページのPoint 3へ

万一の場合、ふやして家族にのこしたい

死亡保障が充実します(死亡保険金額が大きくなります)

この保険のご検討にあたっての留意事項

■ 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申し込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。また、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

■ 積立利率について

ご契約時に適用される積立利率は、契約日・契約通貨によって異なります。ご契約に際しては、必ず三井住友海上プライマリー生命が定める最新の積立利率をご確認ください。

■ 市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産(債券等)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■ 預金などとの違いについて

この保険は三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。よって元本の保証はありません。

『しあわせの架け橋 (定期支払プラン)』のしくみと特徴について

Point 1 米ドル・豪ドル・ユーロの3種類の 外貨から選んで運用することができます

- 米ドル、豪ドル、ユーロの3種類の外貨より、契約通貨をご選択いただけます。
- 更改日*1ごとに、積立利率*2を見直します。
- 契約日から死亡保障充実開始日前日までは、契約日および各更改日に適用される積立利率で運用します。

! ご注意ください

- 積立利率は契約日および各更改日における契約通貨ならびに積立利率適用期間により、異なります。
- 契約時にご選択いただいた契約通貨を保険期間中に他の外貨に変更することはできません。
- この保険には為替リスクがあります。為替リスクについては、1ページをご覧ください。

Point 2 毎年、自動的に 定期支払金が振り込まれ ます(円で受け取ることも できます)

- 毎年1回、定期支払金を10年間定期支払金は、指定口座に振り込まれます。
- 定期支払金は契約通貨の他に円支払
- 10年目以後も継続してお受け取りいただけます。

! ご注意ください

- 定期支払金を円で受け取る場合、(円支払特約)、為替相場の影響を受けま
- 定期支払金を契約通貨の他に円支払するので、定期支払額は変動する場合があります。
- 定期支払特約を更新した場合、更新基準価格に積立利率を乗じた額

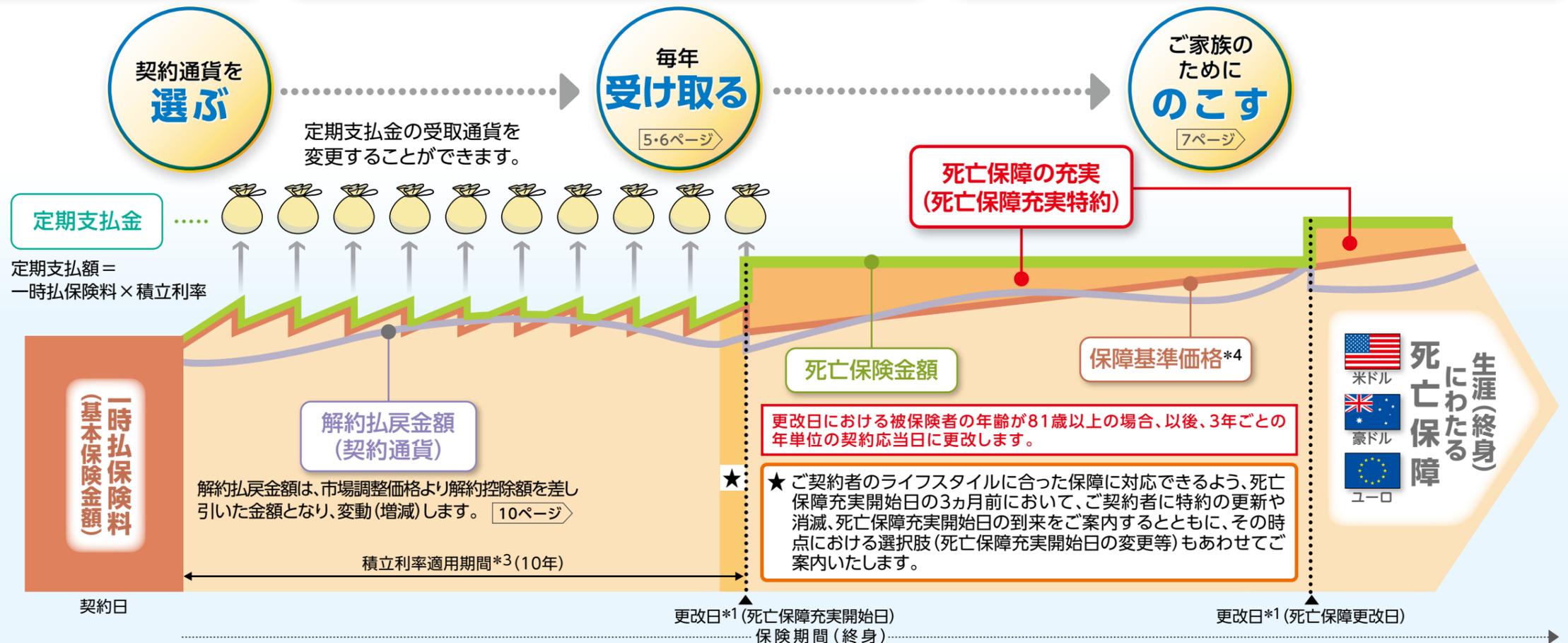
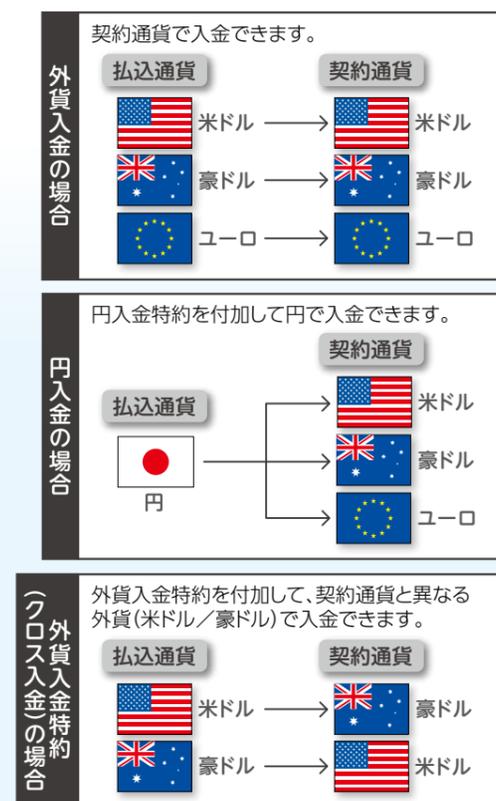
Point 3 死亡保障が充実します (死亡保険金額が大きくなります)

- 被保険者の生涯にわたり、死亡保障が継続します。
- ライフスタイルに合わせて、死亡保障充実開始日を変更することもできます。

! ご注意ください

- 死亡保障充実開始日以後は、定期支払金は支払われません。
- 責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときは、保険金等のお支払いができません。免責事由についてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- この保険には為替リスクがあります。為替リスクについては、1ページをご覧ください。

外貨建終身保険のイメージ図



*1 契約日から10年ごとの年単位の契約応当日をいいます。ただし更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、以後、3年ごとの年単位の契約応当日に更改します。

*2 本商品の積立利率は保障基準価格・定期支払金を計算するために契約日および各更改日における契約通貨ならびに積立利率適用期間に応じて定める利率です。なお、死亡保障充実開始日前まで適用する積立利率は、契約通貨に応じて指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差し引いた利率となります。

*3 積立利率適用期間とは、契約日または更改日から次の更改日の前日までの期間です。

*4 契約日の基本保険金額に積立利率を適用して経過した期間により計算した額です。死亡保障充実開始日以後は、保険金額を基準として経過した年月数により計算した額となります。

※上図はあくまでイメージ図であり、死亡保険金額や解約払戻金額等を保証するものではありません。

! ご注意ください

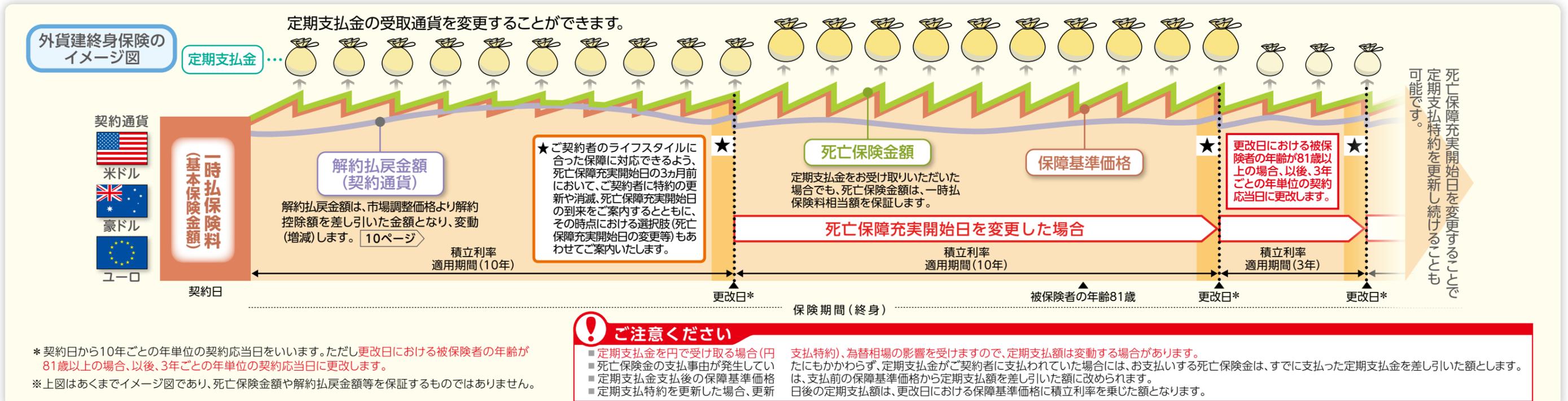
- 定期支払特約の保険期間は、契約日から次の更改日までとなります。死亡保障充実開始日を変更した場合、ご契約者からこの特約が満了する前までに更新しない旨の申し出がない限り、この特約は自動更新されます。このとき、三井住友海上プライマリー生命はこの特約が更新されたことをご契約者に通知します。ただし、次の場合この特約は更新されません。・更新したときの主契約の積立利率が1%以下の三井住友海上プライマリー生命の定める下限を下回るとき・三井住友海上プライマリー生命がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 死亡保険金の支払事由が発生していたにもかかわらず、定期支払金をご契約者に支払われていた場合には、お支払いする死亡保険金は、すでに支払った定期支払金を差し引いた額とします。
- 定期支払金支払後の保障基準価格は、支払前の保障基準価格から定期支払額を差し引いた額に改められます。

ご契約時にご負担いただく費用	外貨で契約を締結することで生じる費用	ご解約時にご負担いただく費用						
<p>ご契約時にご負担いただく費用はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと保険金等を円で受け取る場合のレートは、仲値(TTM)に対し、右記のとおり差がありますので、為替相場に変動がない場合であっても、その差額が通貨転換時のご負担となります。 ●仲値(TTM)は、三井住友海上プライマリー生命所定の金融機関が公表する値となります。 ●一時払保険料の振り込み、保険金等の受け取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。 	<table border="1"> <tr> <td>保険料を円で入金する場合の円入金特約レート</td> <td>TTM+50銭</td> </tr> <tr> <td>保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート</td> <td>(契約通貨のTTM+25銭) ÷ (払込通貨のTTM-25銭)</td> </tr> <tr> <td>保険金等を円で受け取る場合の円支払特約レート</td> <td>TTM-50銭</td> </tr> </table>	保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50銭	保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨のTTM+25銭) ÷ (払込通貨のTTM-25銭)	保険金等を円で受け取る場合の円支払特約レート	TTM-50銭	<p>ご解約時には、契約日から解約日までの期間に応じた費用が発生する場合があります。くわしくはP24をご確認ください。</p>
保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50銭							
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨のTTM+25銭) ÷ (払込通貨のTTM-25銭)							
保険金等を円で受け取る場合の円支払特約レート	TTM-50銭							

定期支払金について

定期支払金のお受け取りを継続する場合

定期支払金のお受け取りを各更改 日後も継続する場合には、**死亡保障充実開始日の変更手続き**が必要となります。



定期支払金のお受け取り例

■ 設定例

[契約通貨] 米ドル

[積立利率] 1.5%

[一時払保険料] 100,000 米ドル

[一時払保険料円換算額] 10,000,000 円

[円入金特約レート] 100 円

定期支払金の円換算額例…定期支払金を円で受け取る 場合の毎年の受取金額

定期支払額 $100,000 \text{米ドル} \times 1.5\% = 1,500 \text{米ドル}$

為替レート(円支払特約レート) 1米ドル =	定期支払金円換算額	一時払保険料円換算額 に対する利回り
135 円の場合	202,500 円	2.03 %
130 円の場合	195,000 円	1.95 %
125 円の場合	187,500 円	1.88 %
120 円の場合	180,000 円	1.80 %
115 円の場合	172,500 円	1.73 %
110 円の場合	165,000 円	1.65 %
105 円の場合	157,500 円	1.58 %
100 円の場合	150,000 円	1.50 %
95 円の場合	142,500 円	1.43 %
90 円の場合	135,000 円	1.35 %
85 円の場合	127,500 円	1.28 %
80 円の場合	120,000 円	1.20 %
75 円の場合	112,500 円	1.13 %
70 円の場合	105,000 円	1.05 %
65 円の場合	97,500 円	0.98 %

定期支払額 1,500 米ドル

定期支払金の累計額例…契約日から次の更改日始までに受け取る定期支払額の例

「定期支払金を円で受け取る場合の受取累計額」は、定期支払金累計額を10年間1米ドル=100円で受け取った場合となります。

経過年数	定期支払金累計額	定期支払金を円で受け取る場合の受取累計額
1 年	1,500 米ドル	150,000 円
2 年	3,000 米ドル	300,000 円
3 年	4,500 米ドル	450,000 円
4 年	6,000 米ドル	600,000 円
5 年	7,500 米ドル	750,000 円
6 年	9,000 米ドル	900,000 円
7 年	10,500 米ドル	1,050,000 円
8 年	12,000 米ドル	1,200,000 円
9 年	13,500 米ドル	1,350,000 円
10 年	15,000 米ドル	1,500,000 円

! ご注意ください

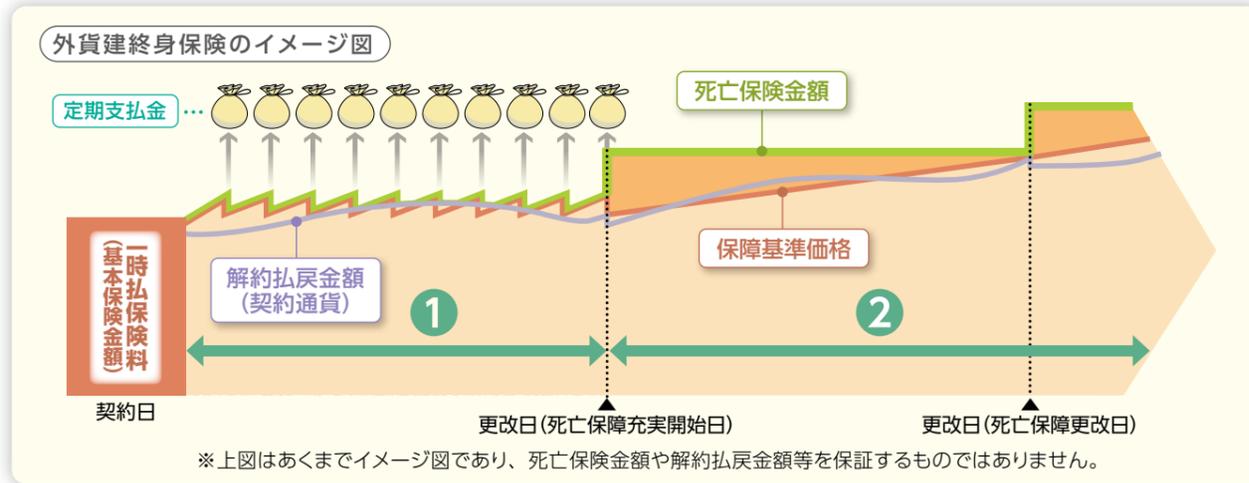
- 上記定期支払金の円換算額例の「一時払保険料円換算額に対する利回り」はあくまで一例であり、「定期支払金円換算額」を「一時払保険料円換算額」で割って計算したものであり、実際の利率とは異なります。また、利回りの確実性を示唆、あるいは保証するものではありません。
- 「一時払保険料円換算額に対する利回り」は小数点以下第3位を四捨五入しています。
- 定期支払金を円で受け取る場合、為替相場の影響を受けますので、定期支払額は変動する場合があります。

- 上記定期支払金の累計額例は、円支払特約レートが100円の場合の例となります。実際は定期支払日における円支払特約レートを使用します。この円支払特約レートは、三井住友海上プライマリー生命の定める金融機関の仲値(TTM)-50銭となります。
- 上記例表の積立利率はあくまで例であり、積立利率は契約日のものが適用されます。ご契約時には最新の積立利率をご確認ください。
- 契約通貨はあくまで例であり、特定の通貨を推奨するものではありません。

死亡保障について

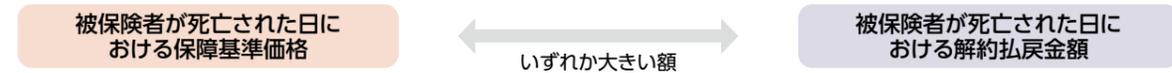
死亡保険金

- 被保険者の生涯にわたり死亡保障が継続します。
- 保険期間中に被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお受け取りいただきます。
- 死亡保障充実開始日以後は、次の更改までの期間の保険金額を一定額とした死亡保障に移行することで、死亡保障を充実させます。一度増加した保険金額は、その後減ることはありません。



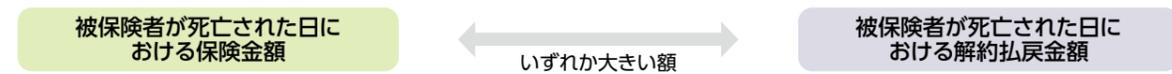
① 死亡保障充実開始日前に被保険者が死亡された場合

次のいずれか大きい額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受け取りいただきます。



② 死亡保障充実開始日以後に被保険者が死亡された場合

次のいずれか大きい額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受け取りいただきます。



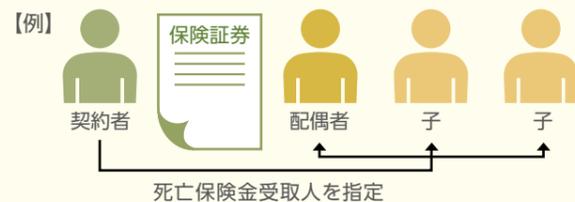
！ ご注意ください

- 死亡保障充実開始日以後は、定期支払金は支払われません。
- 責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときは、死亡保険金のお支払いができません。免責事由についてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 死亡保険金を円でご受け取る場合、為替相場の影響を受けます。

家族へ安心をのこすポイント

■ 死亡保険金受取人を指定できます。

ご契約の際にあらかじめ死亡保険金受取人を指定いただくことにより「のこしたい人」へのスムーズな財産承継を生前から準備いただけます。



- 死亡保険金受取人は被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族までご指定いただけます。
- 死亡保険金請求権は「受取人固有の財産」となり、のこしたい人にのこせます(ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています)。

ご契約例

ご契約内容

契約通貨	米ドル	円換算一時払保険料*1	10,000,000円
積立利率	1.50%	契約年齢	60歳
一時払保険料	100,000米ドル	性別	男性

*1 1米ドル=100円の場合(実際のご契約では契約日における円への換算為替レートを使用します。)
*2 契約通貨はあくまで例であり、特定の通貨を推奨するものではありません。

保険金の推移表

① 死亡保障充実開始日前の毎年の契約応当日に最低保証する死亡保険金額(保障基準価格)

経過年数	年齢	最低保証する死亡保険金額(保障基準価格)
1年~10年*2	61歳~70歳	100,000米ドル

● 死亡保障充実開始日前の死亡保険金額は、被保険者が死亡された日における保障基準価格と解約払戻金額のいずれか大きい額となりますが、上表①においては、定期支払金支払後の死亡保険金額として最低保証する保障基準価格を表示しています。
*2 10年目の契約応当日は更改日となるため、死亡保障充実開始日を変更した場合の死亡保険金額を表示しています。

② 死亡保障充実開始日以後における経過年数ごとの保険金額例

経過年数	年齢*4	保険金額*3		
		積立利率が1.50%のときの金利水準	積立利率が2.00%のときの金利水準	積立利率が0.01%のときの金利水準
10年~19年	70歳~79歳	114,391米ドル	118,949米ドル	100,675米ドル
20年~29年	80歳~89歳	126,975米ドル	136,067米ドル	101,181米ドル
30年~32年	90歳~92歳	131,676米ドル	142,613米ドル	101,333米ドル

● 死亡保障充実特約における死亡保障充実開始日以後の保険金額は、死亡保障充実開始日および死亡保障更改日時点の予定利率等に基づき計算される為、ご契約時には定まっていません。
● 上表②の保険金額例の計算にあたっては、積立利率の金利水準を1.50%、2.00%、0.01%とした場合で算出しています。
*3 保険金額は死亡保障充実開始日および死亡保障更改日から次の死亡保障更改日の前日まで変更されません。
*4 更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、以後、3年ごとの年単位の契約応当日に更改します。

■ すみやかに死亡保険金をお受け取りいただけます。

死亡保険金は、指定された死亡保険金受取人が三井住友海上プライマリー生命に請求することにより、現金で迅速に支払われますので、すぐに使える資金として活用いただけます。銀行預金等の相続財産は「遺産分割協議」の対象となりますが、生命保険の死亡保険金は遺産分割協議の対象外です。

※ 保険金支払の事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



諸費用と解約払戻金について

諸費用

ご契約時にご負担いただく費用

- ご契約時にご負担いただく費用はありません。

死亡保障充実開始日前に設定する積立利率を適用する際にかかる費用

- 死亡保障充実開始日前まで適用する積立利率は、契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差し引いた利率となります。したがって保険期間中にご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約日および更改日における契約通貨ならびに積立利率適用期間によって異なります。

※保険関係費とは、死亡保障に備えるための死亡保障費率、積立利率を保証するための積立利率保証費率、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率、定期支払金のお支払いのための保険関係費率をいいます。

死亡保障充実開始日以後にご負担いただく費用

- 死亡保障充実開始日以後の保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、死亡保障充実開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいたものとなるため、ご契約時には定まっていません。

外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受け取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨のTTM+25銭) ÷ (払込通貨のTTM-25銭)
保険金等を円で受け取る場合の円支払特約レート	TTM-50銭

外貨入金特約(クロス入金)を利用した場合

基本保険金額は、払込保険料÷外貨入金特約レートで計算された額となります。
(例) 払込保険料が100,000米ドルで、円入金特約レートが1豪ドル=95円(TTM94.50円)、
1米ドル=100円(TTM99.50円)だった場合(払込通貨:米ドル、契約通貨:豪ドル)
<外貨入金特約レート>1豪ドル=94.75÷99.25=0.95465...=0.9547米ドル(小数点第5位を四捨五入)
<基本保険金額>100,000÷0.9547=104,744.94...=104,745豪ドルとなります。(1豪ドル未満切り上げ)

- 一時払保険料の振り込み、保険金等の受け取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。

遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	時期
年金管理費	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

解約時にご負担いただく費用

項目	費用	時期
解約控除	契約日から解約日までの経過年数に応じた解約控除率(5%~0.5%)を契約日の基本保険金額に乗じた額	解約時に市場調整価格*から控除

*市場調整価格とは、解約日の保障基準価格に、解約日と契約日または直前の更改日のいずれか近い日の市場金利の変動状況を反映させた価格です。

解約

- 保険期間中はいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、この保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差し引いた金額となります。

解約時の払戻金額は次のとおり計算されます。

$$\text{解約払戻金額} = \text{①市場調整価格} - \text{②解約控除額}$$

$$\text{①市場調整価格} = A \text{ 解約日の保障基準価格}^*1 - B \text{ 市場調整額}$$

市場調整額は次のとおりとします。

(1) 解約日が更改日の場合

$$B \text{ 市場調整額} = 0$$

(2) (1)以外の場合

$$B \text{ 市場調整額} = A \text{ 解約日の保障基準価格}^*1 \times (j - i + 0.3\%) \times \text{解約日における残存期間}^*2$$

▶市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

※jは、解約日における残存期間*2に応じた市場調整利率*3です。

※iは、契約日または直前の更改日のいずれか近い日における残存期間*2に応じた市場調整利率*3です。

*1 保障基準価格とは、一時払保険料を契約日および各更改日に適用される積立利率で運用した価格です。

死亡保障充実開始日以後は、保険金額を基準として経過した年月数により計算した価格です。

*2 残存期間は、次に到来する予定であった更改日までの期間をいい、月単位で計算します(端数日は切り上げます)。

*3 三井住友海上プライマリー生命が定める市場調整利率は、所定の日における指標金利に残存期間に応じた補正を行った利率とします。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

$$\text{②解約控除額} = \text{契約日の基本保険金額} \times \text{所定の解約控除率}$$

[解約控除率]

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
解約控除率	5%	4.5%	4%	3.5%	3%	2.5%	2%	1.5%	1%	0.5%	0%

! ご注意ください

- 上記の調整・控除のため、解約した場合、解約払戻金額が一時払保険料を下回る可能性があります。
- 一部解約の取り扱いはありません。
- 解約後は、以後の保障はありません。
- 解約日が更改日の場合は市場調整はかかりません。解約日は必要書類が三井住友海上プライマリー生命に到着した日(書類に不備がある場合は完備された日)となります。ただし、更改日が三井住友海上プライマリー生命の営業日でない場合は、解約を受け付けられない場合があります。

税金のお取り扱いについて

ご契約時

- 生命保険料控除には一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除があります。お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、保険金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。

保険期間中

定期支払金受取時 定期支払額から必要経費控除後の金額に対して、所得税(雑所得)+住民税が課税されます。

解約時 円に換算したうえで、解約時の差益に対して、所得税(一時所得)+住民税が課税されます。

	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
死亡時	本人	本人	配偶者または子	相続税*
	本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

*「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

ご参考

- この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される円建の生命保険契約と同様にお取り扱いいたします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の仲値(TTM)
定期支払金	定期支払金の支払日	
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日(相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場(TTB)
	死亡保険金の支払日(所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の仲値(TTM)

※円での入出金においては、円での実額基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

※円支払特約を付加した場合の死亡保険金、解約払戻金および定期支払金は、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

一時所得について

- 他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。特別控除額の50万円を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ \text{収入(受取金額)} - \text{必要経費(一時払保険料)} \} - \text{特別控除額(50万円)} \times 1/2$$

※定期支払金受け取り後に保険金または解約払戻金を受け取る場合の必要経費は、払込保険料相当額からそれまでに受け取った定期支払額に対する必要経費を控除した金額となります。

※受取金額は、円換算額で課税されるため、外貨建ての受取金額が一時払保険料を下回っても課税されることがあります。

※受取金額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建ての受取金額が一時払保険料を下回ることがあります。

雑所得について

- 雑所得の場合、下記の方法で計算された雑所得金額が、他の所得と合算されて総合課税により所得税が課税されます。

$$\text{雑所得金額} = \text{その年ごとに受け取る定期支払金} - \text{必要経費}$$

※必要経費は以下の通り計算されます。

必要経費=定期支払額×(一時払保険料÷(第1回定期支払額×積立利率適用期間(年数)+第1回定期支払日における死亡保険金額*))

* 第1回定期支払日のTTMで円換算した金額になります。

定期支払金受取時の課税の計算例

<前提条件>

- 一時払保険料(基本保険金額): 100,000米ドル
- 円換算後の一時払保険料: 1,000万円(円入金特約付加あり。換算為替レート: 100円)
- 積立利率: 1.5% ■ 定期支払額: 1,500米ドル(円支払特約付加なし)
- 第1回定期支払日のTTM: 95円 ■ 第2回定期支払日のTTM: 105円

【必要経費の計算例】

$$\begin{aligned} \text{必要経費割合} &= \frac{1,000\text{万円}}{(1,500\text{米ドル} \times 95\text{円} \times 10 + 100,000\text{米ドル} \times 95\text{円})} \\ &= 0.915\cdots \Rightarrow 0.92 \text{ (小数点第3位以下を切り上げ)} \end{aligned}$$

- ・ 必要経費(第1回) = 1,500米ドル × 95円 × 0.92 = 131,100円
- ・ 必要経費(第2回) = 1,500米ドル × 105円 × 0.92 = 144,900円

【雑所得の計算例】

- ・ 雑所得(第1回) = 1,500米ドル × 95円 - 131,100円 = 11,400円
- ・ 雑所得(第2回) = 1,500米ドル × 105円 - 144,900円 = 12,600円

※この計算例は、実際にお客さまに適用される課税関係を説明するものではなく、実際のご契約条件や税制およびその解釈並びにそれらの将来の変更等の事情により、異なることがあります。

! ご注意ください

- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。

- 上記税制上の取り扱いは、一般的な契約形態を想定して、2020年11月1日現在の税制に基づきまとめたもので、すべての情報を網羅するものではありません。将来的に税制の変更により計算方法・税率などが変わる場合がありますのでご注意ください。なお、個別の税務取り扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

各種お取り扱いについて

一時払保険料		米ドル	豪ドル	ユーロ
契約通貨				
最低		2万米ドル(1米ドル単位)	2万豪ドル(1豪ドル単位)	2万ユーロ(1ユーロ単位)
最高		契約日時点の円換算額10億円 ※契約日時点の円換算額は円入金特約で適用する為替レートにもとづき算出します。		
円入金特約を付加した場合	最低	200万円(100円単位)		
	最高	10億円		
外貨入金特約を付加した場合		払込通貨により上記最低額、最高額を適用します。		お取り扱いいたしません。
契約年齢(契約日における被保険者の満年齢)		15歳~80歳		
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日		
契約者		被保険者の3親等以内の血族または配偶者		
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族		
保険期間		終身		
保険料の払込方法		一時払のみ		
クーリング・オフのお取り扱い		クーリング・オフ制度(お申し込みの撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P26~P27をご覧ください。		
定期支払特約		契約日後の毎年の契約応当日に被保険者が生存している場合、契約日または更改日の積立利率による1年間の増加分(運用収益分)を定期支払金としてお受け取りいただけます。		
	支払時期	定期支払日(毎年の契約応当日)		
	定期支払額	契約日または更改日の積立利率による1年間の増加分(運用収益分)を定期支払金としてお受け取りいただけます。		
	定期支払金の通貨	契約通貨にてお受け取りいただけます。円支払特約の付加により、円での受け取りが可能です。		
死亡保障充実特約		死亡保障充実開始日以後は、次回の更改までの期間の保険金額を一定額とした死亡保障に移行することで、死亡保障を充実させます。この保険金額は、基本保険金額、また、直前の保険金額を下回りません。		
	死亡保険金額	死亡保障充実開始日以後に被保険者が死亡された場合、以下の①、②のうちいずれか大きい額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。 ①被保険者が死亡された日における保険金額 ②被保険者が死亡された日における解約払戻金額		
付加できる主な特約	円入金特約	一時払保険料を円で入金することができます。		
	外貨入金特約	一時払保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)で入金することができます。		
	円支払特約	死亡保険金、解約払戻金および定期支払金などを円で受け取ることができます。		
	遺族年金支払特約	死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受け取りにかえて年金形式で受け取ることができます。		
増額		お取り扱いいたしません。		
一部解約		お取り扱いいたしません。		

※同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算し、この合算額の上限は、10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

積立利率と為替レートのお問い合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

- 積立利率** 保障基準価格および定期支払金を計算する際に適用される利率です。
- 指標金利** 積立利率の設定に際して参考とする金利です。
- 為替レート** 円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合と外貨入金特約を付加して保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*1です。

*1 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降、ユーロ(EUR):午前11時00分以降よりご案内しております。外貨入金特約は米ドル(USD)・豪ドル(AUD)とも午前11時00分以降となります。

三井住友海上プライマリー生命

積立利率・為替レートフリーダイヤル*2
0120-559-800

ホームページ
<https://www.ms-primary.com>



*2 自動音声にてご案内しています。

※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。くわしくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項の内、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険の仕組みは次の通りです。

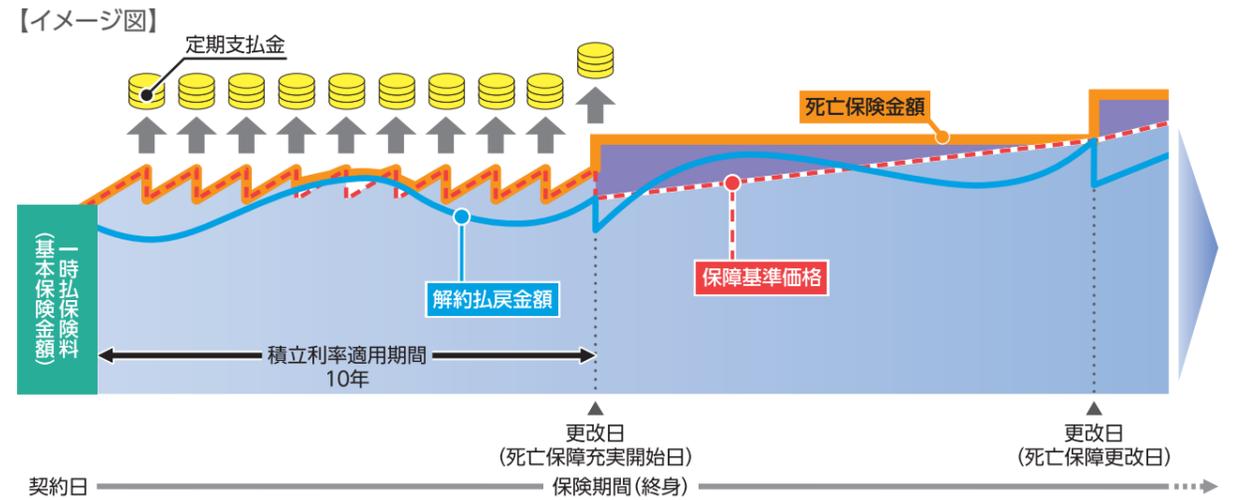
この保険は、3種類の通貨（米ドル・豪ドル・ユーロ）から契約通貨をご選択いただき、契約通貨建てで運用する仕組みの一時払いの生命保険商品です。

『しあわせの架け橋（定期支払プラン）』の正式名称は、死亡保障充実特約付通貨選択利率更改型終身保険（定期支払特約付）です。

- 契約日から死亡保障充実開始日前までは、契約通貨建ての一時払保険料を契約日および各更改日に適用される積立利率で、積立利率適用期間ごとに運用します。
- この保険に付加されている死亡保障充実特約により、積立利率の更改に合わせて、死亡保障を充実させ、次回の更改日までの期間の保険金額を一定額とした死亡保障に移行します。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.25の「2.市場の変動により損失が生じるおそれがあります。」をご参照ください。



※ 上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。
※ 更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、以後3年ごとの年単位の契約応当日に更改します。

2 定期支払金については次の通りです。

- 契約日後の毎年の契約応当日始に被保険者が生存している場合、契約通貨建ての定期支払金（契約日または更改日の積立利率による1年間の利息相当分）を解約控除なしにお受け取りいただけます。この定期支払金の額は、一時払保険料に契約日の積立利率を乗じて算出します。
※ 定期支払特約を更新した場合、更新日後の定期支払金の額は、更改日における保障基準価格に積立利率を乗じて算出します。
- 円支払特約を付加することで、円でお受け取りいただくこともできます。

この保険では、ご契約者のライフスタイルに合った保障に対応できるよう、死亡保障充実開始日の3ヵ月前において、ご契約者に定期支払特約の更新や消滅、死亡保障充実開始日の到来をご案内するとともに、その時点における選択肢（死亡保障充実開始日の変更等）もあわせてご案内いたします。



- ・ 定期支払金を円で受け取る場合、為替相場の影響を受けるため、定期支払金の額は変動する場合があります。
- ・ 定期支払特約の保険期間は、契約日から次回の更改日始までとなります。死亡保障充実開始日を変更した場合、ご契約者からこの特約が満了する前までに更新しない旨の申し出がない限り、この特約は自動更新されます。このとき、三井住友海上プライマリー生命は、この特約が更新されたことをご契約者に通知します。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - ・ 更新したときの主契約の積立利率が1%以下の三井住友海上プライマリー生命の定める下限を下回るとき
 - ・ 三井住友海上プライマリー生命がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- ・ 定期支払金支払後の保障基準価格は、支払前の保障基準価格から定期支払額を差し引いた額に改められます。

3 積立利率については次の通りです。

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日を設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。また、市場金利の影響等で積立利率が設定されず、ご契約いただけない場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約日に適用される積立利率は、積立利率適用期間中に変更されることはありません。
- 積立利率適用期間は、10年となります。ただし、更改日における被保険者の年齢が81歳以上のときは3年となります。
- 積立利率は、契約通貨に応じて、三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差し引いた利率です。
※ 詳細については、「注意喚起情報」P.23の「1.諸費用に関する事項の概要については次の通りです。」をご参照ください。
- 将来の定期支払金、保険金および解約払戻金を支払うための基準となる保障基準価格は、一時払保険料に積立利率を適用して経過した期間により計算し、死亡保障充実開始日以後は、保険金額を基準として経過した年月数により計算します。
- 積立利率は、積立利率適用期間満了時における解約払戻金額(定期支払金の受け取りではその既払額との合計額)の、一時払保険料に対する実質的な利回り(年複利)とは異なります。

4 保障の内容は次の通りです。

死亡保険金	死亡保障充実開始日前に被保険者が死亡された場合、次のいずれか大きい額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。 ① 被保険者が死亡された日における保障基準価格 ② 被保険者が死亡された日における解約払戻金額
	死亡保障充実開始日以後に被保険者が死亡された場合、次のいずれか大きい額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。 ① 被保険者が死亡された日における保険金額 ② 被保険者が死亡された日における解約払戻金額



- ・ 免責事由に該当するときは、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 死亡保険金の支払事由が発生していたにもかかわらず、定期支払金をご契約者に支払われていた場合には、お支払いする死亡保険金は、すでに支払った定期支払金を差し引いた額とします。

5 この保険には配当金はありません。

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

6 この保険の主な特約は次の通りです。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 円入金特約

保険料を円でお払い込みいただけます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日<*>における所定の為替レートをを用いて外貨(米ドル/豪ドル/ユーロ)に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 外貨入金特約

保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)でお払い込みいただけます。契約通貨と異なる外貨で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日<*>における所定の為替レートをを用いて契約通貨に換算(豪ドル→米ドル/米ドル→豪ドル)し、一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、解約払戻金および定期支払金などを円でお支払いします。死亡保険金、解約払戻金などについては、三井住友海上プライマリー生命が請求を受け付けた日<*>における所定の為替レート、定期支払金については、定期支払日または三井住友海上プライマリー生命が請求を受け付けた日のいずれか遅い日<*>における所定の為替レートをを用いて円換算し、お支払いします。

<*> その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

7 ご契約のお引き受けは次の範囲となります。

契約通貨		米ドル	豪ドル	ユーロ
一時払保険料	最低	2万米ドル (1米ドル単位)	2万豪ドル (1豪ドル単位)	2万ユーロ (1ユーロ単位)
	最高	契約日時点の円換算額 10億円 ※ 契約日時点の円換算額は円入金特約で適用する為替レートに基づき算出します。		
	円入金特約を付加した場合	200万円以上(100円単位)以上10億円以下		
	外貨入金特約を付加した場合	払込通貨により上記最低額、最高額を適用します	お取り扱いいたしません	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		15歳~80歳		
保険期間		終身		
保険料の払込方法		一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。		
増額		お取り扱いいたしません		
一部解約		お取り扱いいたしません		

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算し、この合算額の上限は10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点の三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートを適用します。

8 金銭の授受は原則契約通貨です。

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受け取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

9 解約される場合には次の内容をご注意ください。

- 保険期間中であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差し引いた金額となります。
- 解約時の払戻金額は、次の通り計算されます。

$$\text{解約払戻金額} = \text{①市場調整価格} - \text{②解約控除額}$$

$$\text{①市場調整価格} = \text{A 解約日の保障基準価格}< *1 > - \text{B 市場調整額}$$

市場調整額は次の通りとします。

(1) 解約日が更改日の場合

$$\text{B 市場調整額} = 0$$

(2) (1)以外の場合

$$\text{B 市場調整額} = \text{A 解約日の保障基準価格}< *1 > \times (j - i + 0.3\%) \times \text{解約日における残存期間}< *2 >$$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

※ j は、解約日における残存期間<*2>に応じた市場調整利率<*3>です。

※ i は、契約日または直前の更改日のいずれか近い日における残存期間<*2>に応じた市場調整利率<*3>です。

<*1> 保障基準価格とは、一時払保険料に積立利率を適用して経過した期間により計算した価格です。死亡保障充実開始日以後は、保険金額を基準として経過した年月数により計算した価格です。

<*2> 残存期間は、次に到来する予定であった更改日までの期間をいい、月単位で計算します(端数日は切り上げます)。例えば、残存期間が2年6ヵ月の場合、2.5年として計算します。

<*3> 三井住友海上プライマリー生命が定める市場調整利率は、所定の日における指標金利に残存期間に応じた補正を行った利率とします。詳しくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

$$\text{②解約控除額} = \text{契約日の基本保険金額} \times \text{所定の解約控除率}$$

■ 解約控除率

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	5%	4.5%	4%	3.5%	3%	2.5%	2%	1.5%	1%	0.5%	0%



解約払戻金額は、上記の調整および控除により、一時払保険料を下回る可能性があります。

【解約払戻金の例】

<契約例>
一時払保険料:20,000米ドル 契約日に適用された積立利率:3.5%

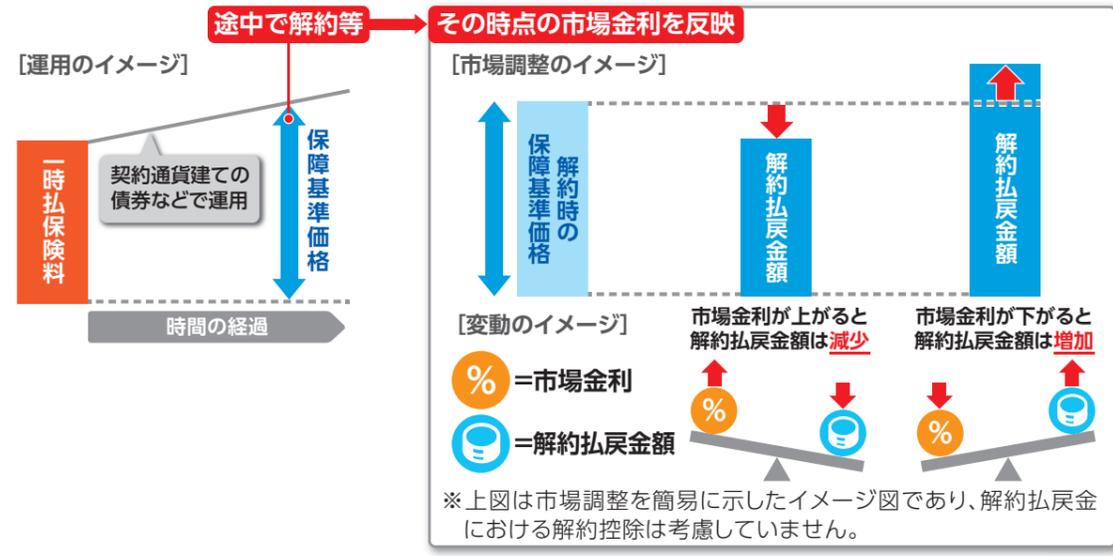
(単位:米ドル)

経過年数 <*1>	解約日の金利の変動状況<*2>ごとの解約払戻金額				
	+2%	+1%	±0%	-1%	-2%
1年	14,960	16,760	18,560	20,360	22,160
2年	15,520	17,120	18,720	20,320	21,920
3年	16,080	17,480	18,880	20,280	21,680
4年	16,640	17,840	19,040	20,240	21,440
5年	17,200	18,200	19,200	20,200	21,200
6年	17,760	18,560	19,360	20,160	20,960
7年	18,320	18,920	19,520	20,120	20,720
8年	18,880	19,280	19,680	20,080	20,480
9年	19,440	19,640	19,840	20,040	20,240
10年<*3>	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

- <*1> この例表では、契約日から最初に迎える更改日(契約日から10年)までを年単位の契約応当日ごとに表示しています。
- <*2> 「解約日における残存期間に応じた市場調整利率-契約日における残存期間に応じた市場調整利率」のことをさします。
- <*3> 経過年数10年は、更改日となるため市場調整額は0(ゼロ)となり、市場調整価格は保障基準価格と同額となります。

【市場調整について】

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。
- この仕組みを、「市場調整」といいます。

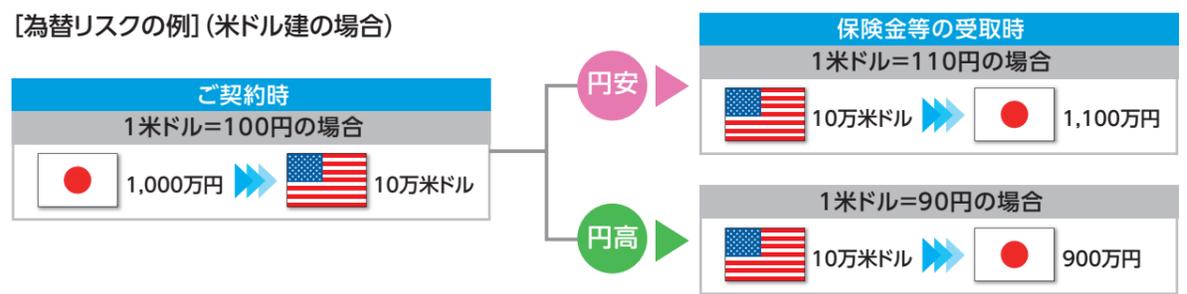


10 ご負担いただく費用は次の通りです。

諸費用については、「注意喚起情報」P.23の「1.諸費用に関する事項の概要については次の通りです。」をご参照ください。

11 この保険には為替リスクがあります。

死亡保険金、解約払戻金等のお受け取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受け取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.25の「2.市場の変動により損失が生じるおそれがあります。」をご参照ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」の他、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要については次の通りです。

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 死亡保障充実開始日前に設定する積立利率を適用する際にかかる費用

死亡保障充実開始日前まで適用する積立利率は、契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差し引いた利率となります。したがって、保険期間中にご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約日および更改日における契約通貨ならびに積立利率適用期間によって異なります。

※ 保険関係費とは、死亡保障に備えるための死亡保障費率、積立利率を保証するための積立利率保証費率、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率、定期支払金のお支払いのための保険関係費率をいいます。

● 死亡保障充実開始日以後にご負担いただく費用

死亡保障充実開始日以後の保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、死亡保障充実開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいたものとなるため、ご契約時には定まっていません。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・ 一時払保険料の振り込み、保険金等の受け取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と、保険金等を円で受け取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50 銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨のTTM + 25 銭) ÷ (払込通貨のTTM - 25 銭)
保険金等を円で受け取る場合の円支払特約レート	TTM - 50 銭

● 遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します（年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します）。

● 解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を契約日の基本保険金額に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

■ 解約控除率

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	5%	4.5%	4%	3.5%	3%	2.5%	2%	1.5%	1%	0.5%	0%



2. 市場の変動により損失が生じるおそれがあります。

● 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。また、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申し込みはできません。

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申し込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4

お申し込みの撤回または契約の解除をすることができます。（クーリング・オフ制度）

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により契約のお申し込みの撤回または契約の解除（以下、お申し込みの撤回等）をすることができます。

【書面に記載いただく事項】

- ①書面送付先
- ②お申し込みの撤回をする旨の意思表示
- ③お申し込みの撤回を希望する理由《任意》
- ④募集代理店
- ⑤一時払保険料の金額
- ⑥保険料送金済みの場合、返金口座
（申込者または契約者の本人口座）
- ⑦住所
- ⑧電話番号（日中連絡先）
- ⑨生年月日
- ⑩契約者（申込者）フリガナ
- ⑪契約者（申込者）氏名（自署）

【記入例】

- ①三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
- ②申し込みの撤回を行います。
- ③〇〇〇〇〇〇〇のため。
- ④〇〇〇〇銀行
- ⑤10,000,000円
- ⑥〇〇〇〇銀行 〇〇支店
普通△△△△△△△△
口座名義人 ホケン タロウ
- ⑦東京都千代田区〇〇町〇〇
- ⑧03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
- ⑨昭和〇〇年〇〇月〇〇日
- ⑩ホケン タロウ
- ⑪保険 太郎

お申し込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じますので、郵便により下記三井住友海上プライマリー生命宛に送付してください。この場合、書面には上記の内容をご記入ください。電話やFAXでのお申し出はできません。

【書面送付先】

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

お申し込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払い込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。

円入金特約または外貨入金特約を付加＜＊＞して、契約通貨と異なる通貨で保険料を払い込んだ場合、返還する通貨はお払い込みいただいた通貨となります。（例えば、円入金特約を付加して円でお払い込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。）

＜＊＞特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

次の場合には、お申し込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人（会社）の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更（特約中途付加等）の場合

お申し込みの撤回等の書面の投函と行違いに保険証券が到着した場合や、お申し込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター（お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申し出はできません。）
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

円のご資金を金融機関等で、お申し込みの契約通貨(外貨)に交換して一時払保険料をお払い込みいただいた場合、次の点についてご注意ください。

- ・ その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

5 告知は不要です。

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

6 責任開始期、生命保険募集人の権限は次の通りです。

お申し込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引き受けすることを決定(承諾)した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾した時に成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

7 次のような場合、保険金等をお支払いできないことがあります。

被保険者が死亡されても、以下の通り保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当する時には、保険金等のお支払いができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次の通りです。

- ・ ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をした時
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた時

詐欺による取り消しおよび不法取得目的による無効の場合、受け取った保険料は払い戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結した時に、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取り消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結した時に、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

8 解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります。

解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差し引いた金額となります。そのため一時払保険料を下回る可能性があります。

詳細については、「契約概要」P.20の「9.解約される場合には次の内容をご覧ください。」をご参照ください。

9 保険金額等が削減されることがあります。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構(TEL:03-3286-2820)までお問い合わせください。

10 この保険には為替リスクがあります。

為替リスクについては、P.25の「2.市場の変動により損失が生じるおそれがあります。」をご参照ください。

11 この保険は生命保険商品です。

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

12 前記の他、次の事項にご注意ください。

■ 保険契約の乗り換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申し込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取り扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗り換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申し込みください。ご同意いただけない場合は、お申し込みをお引き受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

■ お引き受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引き受けはしていません。

次の場合にも、ご契約のお引き受けはしていません。

- ・ 被保険者が入院中または特別養護老人ホームに入所中の場合
次のケースについても入院中に準じた取り扱いとなります。
 - (1) 継続入院中の一時帰宅
 - (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

13 お支払いに関する手続きにあたっては次の内容をご注意ください。

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ(<https://www.ms-primary.com>)に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ず三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

※ 三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターについては、P.32をご参照ください。

14 保険会社の商号と住所等は次の通りです。

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

15 税金のお取り扱いはこちらの通りです。

この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取り扱いいたします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の 仲値 (TTM)
定期支払金	定期支払金の支払日	
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場 (TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の 仲値 (TTM)

※ 円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中の通りとします。

● 一時払保険料の税務

お払い込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

※ 保険料の支払方法が一時払の個人年金保険の場合、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 定期支払金に対する課税

定期支払額から必要経費控除後の金額に対して、所得税(雑所得) + 住民税が課税されます。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対して、所得税(一時所得) + 住民税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税<*>
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

<*> 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。



- 税金のお取り扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得額×2.1%」があわせてかかります。
- 税制上のお取扱いは2020年11月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取り扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

16 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談、照会、苦情については下記までご連絡ください。

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客様サービスセンター

フリーダイヤル

お問い合わせ・
ご相談受付先

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

17 この保険に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

最後に、ご確認ください



この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。

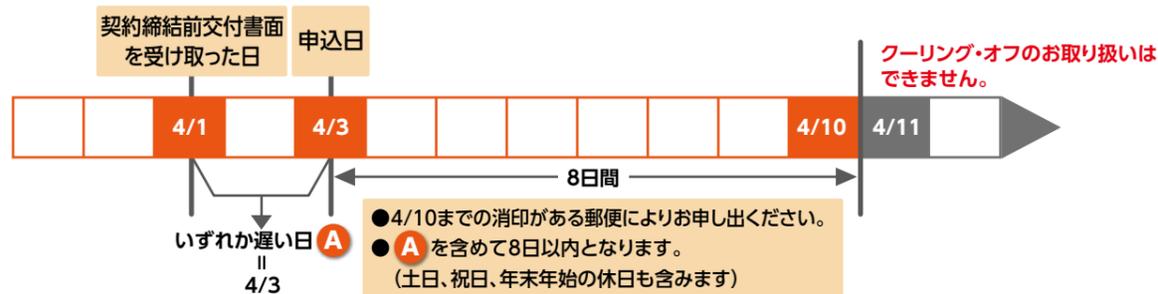


クーリング・オフ制度の対象です。 (お申し込みの撤回・契約の解除)

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内**であれば、書面により契約のお申し込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P26～P27にてご確認ください。

【イメージ図】(例)



お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は、「死亡保障充実開始日前に設定する積立利率を適用する際にかかる費用」、「死亡保障充実開始日以後にご負担いただく費用」、「外貨で契約を締結することで生じる費用」、「遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用」、「解約時にご負担いただく費用」がかかります。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P23～P24にてご確認ください。



為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

死亡保険金、解約払戻金等のお受け取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受け取りになる場合には、**為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。**

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)

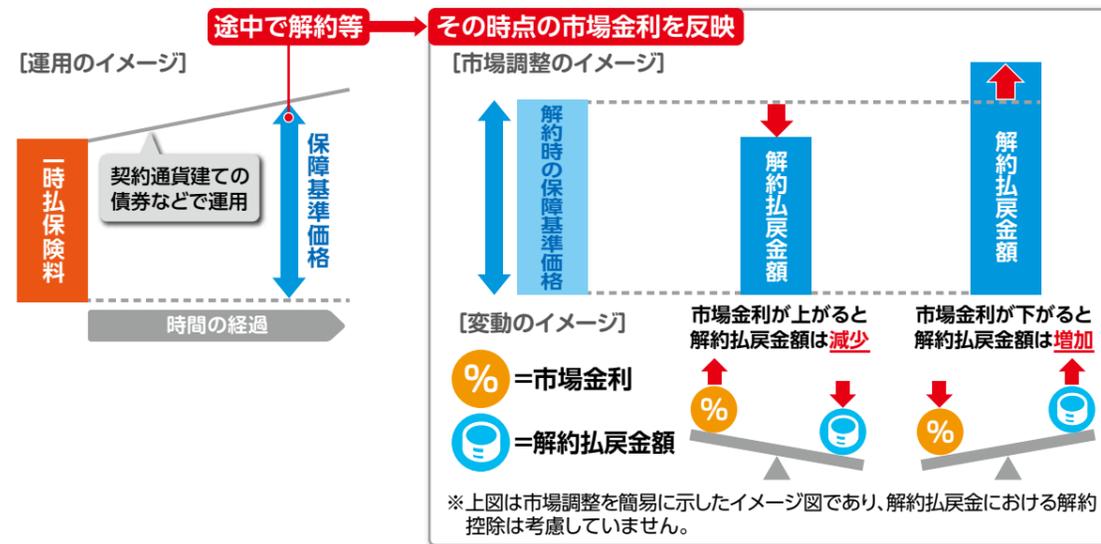


為替リスクについての詳細は、「注意喚起情報」P25にてご確認ください。



解約払戻金は、市場金利の影響を受けて増減します。

この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。



解約払戻金についての詳細は、「契約概要」P20～P22にてご確認ください。



外貨で受け取る場合には、外貨口座が必要です。

外貨で保険金等を受け取る場合には、契約通貨の外貨を受領できる口座が必要です。外貨でのお支払手続きは、円に比べてご指定口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

